

別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副製品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。)

		(9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設
10 香料の製造の作業	香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設
11 化粧品製造の作業	化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設(容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作業	合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設(真空成形施設を除く。) (2) 吹き付け塗布施設(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 混練施設 (4) 破碎施設(原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。)
14 コールタール製品の製造の作業	コールタール(ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉(直火炉を含む。) (2) 蒸留施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	有機化学工業製品の製造の作業(1から14までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 破碎施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 焙焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 煨焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設(特定排水施設に限る。) (7) 抽出施設(特定排水施設に限る。) (8) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (9) 混合施設(特定排水施設に限る。) (10) 濃縮施設(特定排水施設に限る。) (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (14) 破碎施設 (15) 磨砕施設
20 コークスの製造の作業	コークス(石油コークスを除く。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) コークス炉 (2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) (3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) はり合せ成形施設(動力を使用するものに限る。) (2) 混練施設 (3) 加硫施設 (4) 洗浄施設 (5) ラテックス処理施設

<p>22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 溶鋳炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (7) 焙焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)</p>
<p>23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 煨焼炉 (4) 反応炉 (5) 直火炉 (6) 焼結炉 (7) ろ過施設(特定排水施設に限る。) (8) 還元施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設 (10) 水銀精製施設 (11) 圧延施設 (12) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
<p>24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業</p>	<p>建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの</p>

		<p>燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p>
25 電気機械器具の製造の作業	電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。)</p> <p>(5) 水銀精製施設</p> <p>(6) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(7) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(9) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(10) 鋳造型型施設</p> <p>(11) 型ばらし施設</p> <p>(12) タンブラー</p> <p>(13) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p> <p>(14) 化学気相成長施設</p>

<p>26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業</p>	<p>船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 船舶製造施設(重量トンが1,000t以上であるものに限る。) (3) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (8) ワイヤフォーミングマシン (9) 鋳造型造施設 (10) 型ばらし施設 (11) タンブラー (12) ブラスト(密閉式のものを除く。)
<p>27 精密機械器具の製造の作業</p>	<p>精密機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 水銀精製施設 (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動

		<p>機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のを除く。)</p>
28 24 から 27 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	機械器具(24 から 27 までに掲げる作業に係るものを除く。)、武器又は金属製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のを除く。)</p>
29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント(骨材乾燥炉を含む。)</p> <p>(3) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m³以上であるもの(密閉式のを除く。)に限る。)</p> <p>(4) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p>

		<p>(6) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 石材切断施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p>
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉</p> <p>(2) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) コンクリートプラント</p> <p>(6) 成形施設</p> <p>(7) 抄造施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(8) 水養生施設(蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)</p>
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 熔融炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 保温炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(4) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(5) 樹脂吹き付け塗布施設</p> <p>(6) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(6) 脱水施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(7) 成形施設(特定排水施設に限る。)</p>

<p>33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業</p>	<p>炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 混練施設</p> <p>(5) 成形施設</p> <p>(6) 仕上げ加工施設</p> <p>(7) 冷却施設(特定排水施設に限る。)</p>
<p>34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業</p>	<p>窯業製品又は土石製品の製造の作業(29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 成形施設</p> <p>(6) 脱水施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(7) 混合施設(有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。)</p> <p>(8) 処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)</p>
<p>35 飼料又は有機質肥料の製造の作業</p>	<p>動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業(農業又は漁業を営む者(同居人を含む。))がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 原料貯蔵施設</p> <p>(2) 原料処理施設</p> <p>(3) 洗浄施設</p> <p>(4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。)</p> <p>(5) 圧搾施設</p> <p>(6) 濃縮施設</p> <p>(7) 破碎施設</p> <p>(8) 混合施設</p> <p>(9) 発酵施設</p> <p>(10) 乾燥施設</p>
<p>36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業</p>	<p>製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 製綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)</p> <p>(2) 打綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)</p> <p>(3) 動力撚糸機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 動力織機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (5) 動力編み機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (6) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (7) 精練施設(特定排水施設に限る。) (8) シルケット機(特定排水施設に限る。) (9) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (10) 薬液浸透施設 (11) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (12) 副蚕処理施設(特定排水施設に限る。) (13) 染色施設(特定排水施設に限る。) (14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水づけ軟化施設 (2) 洗浄施設 (3) 石灰づけ施設 (4) なめし施設 (5) 染色施設(特定排水施設に限る。)
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) バーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 現像施設(特定排水施設に限る。) (4) はり合せ施設 (5) 碎木施設 (6) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。) (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (9) 動力かんな盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (10) 薬液浸透施設(特定排水施設に限る。)
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (6) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (7) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (8) 碎木施設 (9) チッパー(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (10) 抄紙施設(抄造施設を含む。)

		<ul style="list-style-type: none"> (11) セロファン製膜施設(特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設(小規模排水施設を除く。)
41 農産保存食料品の製造の作業	農産保存食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設(小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の作業	調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 濃縮施設(小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作業	糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。) (3) 分離施設(特定排水施設に限る。) (4) 精製施設(特定排水施設に限る。)

44 パン又は菓子の製造の作業	パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 洗浄施設(小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業	酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 搾汁施設(小規模排水施設を除く。) (5) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 蒸留施設(小規模排水施設を除く。)
46 動植物油脂の製造の作業	動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設
47 精穀又は製粉の作業	精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精米機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (2) 精麦機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (3) 製粉機(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)
48 40 から 47 までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	食料品の製造の作業(40 から 47 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。)

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 調理施設(小規模排水施設を除く。) (11) 洗だめ(小規模排水施設を除く。) (12) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)
49 発電の作業	発電の作業(非常用の発電の作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)
50 ガスの製造の作業	石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス発生炉(燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設(タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。) (5) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属回収焼却炉 (2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 容器洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。) (5) 蒸留施設 (6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (7) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (8) 破砕施設(原動機の定格出力が7.5kW(合成樹脂用破砕施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。) (9) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (10) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (11) 金属回収溶解槽(特定排水施設に限る。) (12) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW

		<p>以上であるものに限る。)</p> <p>(13) 溶融施設</p> <p>(14) 乾留施設</p> <p>(15) 廃棄物焼却炉(火格子面積又は火床面積が 0.5m²以上であるもの、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあつては、当該燃焼室)の容積が 0.8m³以上であるものに限る。)</p> <p>(16) し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和 44 年建設省告示第 3184 号)により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)</p> <p>(17) 中和施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(18) 分離施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(19) 固化施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(20) コンベア施設(鉱物、土石又はがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が 75 cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が 0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。)</p> <p>(21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(24) 乾燥施設</p> <p>(25) 圧縮成形施設</p> <p>(26) 発酵施設</p> <p>(27) メタン発酵施設</p>
51 の 2 汚染土壌の処理の作業	<p>条例第 62 条の 3 に規定する汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業(汚染土壌が存在する土地が含まれる一団の土地において、当該土地に存在する汚染土壌を処理する作業を除く。)</p>	<p>(1) 浄化等処理施設</p> <p>(2) セメント製造施設</p> <p>(3) 分別等処理施設</p>
52 下水道水の最終的な処理の作業	<p>下水道水最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 終末処理場</p>

53 汚水又は廃液の処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)
54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業(51に掲げる作業のうち 51 の項施設の欄の(15)に掲げる施設を用いる作業及び 51 の2に掲げる作業のうち 51 の2の項施設の欄の(1)に掲げる施設を用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるものに限る。) (2) フロン分解処理施設(クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。)
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (2) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 動力プレス機(加圧能力が 98kNを超えるものに限る。) (4) せん断機(原動機の定格出力が 1kW以上であるものに限る。) (5) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW以上であるものに限る。) (6) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kWを超えるものに限る。) (7) 動力かんな盤(原動機の定格出力が 0.75kW以上であるものに限る。) (8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。) (9) 自動式車両洗浄施設(小規模排水施設を除く。)
56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設(テトラクロロエチレンを用いるものに限る。) (2) 水洗式クリーニング施設(日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)

57 と畜又は死亡獣畜処理の作業	と畜場(と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 3 条第 2 項に規定すると畜場をいう。)における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は図面等の複写の作業	写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格 A 0 以上のものに限る。)
59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	科学技術(人文科学に係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格 B 3 以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)
62 動力を用いて行う物の塗装の作業	動力を用いて行う物の塗装の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 塗装施設(吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 焼付け炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)
63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17 に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間

		当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)
64 物の表面処理又はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。) (2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタンに限る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が 500 L 以上であるものに限る。) (3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)
65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ラミネーター機 (2) 製膜施設 (3) 自動式塗布施設
66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設((1)から(4)までに掲げる施設にあっては、29に掲げる作業又は51の2に掲げる作業に用いられるものを除く。)のいずれかを用いる作業	(1) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 破碎施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。) (6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。) (7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるもの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。)

		<p>る。)</p> <p>(3) 湿式研磨施設</p> <p>(4) プラスト(密閉式のものを除く。)</p> <p>(5) タンブラー</p>
68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。)又は有機溶剤(単一成分でないものにあつては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。)を貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 出荷施設(揮発油(1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるものに限る。以下この項において同じ。)をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される出荷施設。ただし、貯蔵施設の容量が合計で1,000kL以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設であつて当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上あるものに限る。)</p>
69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	<p>(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であつて右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業</p> <p>(2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業</p> <p>(3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業</p> <p>(4) くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 混合施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(2) 鋳型造型施設</p> <p>(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)</p>

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

- 2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。
- 3 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が20m³未満である事業所に設置される施設をいう。